

## 北広島市公益活動事業補助金交付要綱

## (目的)

第 1 条 この要綱は、公益活動団体が行う事業に対して補助金を交付することにより、公益活動の活性化を図り、自立的な発展を促すことを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において「公益活動団体」とは、北広島市市民協働推進会議設置条例(平成 20 年北広島市条例第 28 号。以下「協働推進会議条例」という。)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。

## (補助対象団体)

第 3 条 この要綱による補助を受けることができる団体(以下「補助対象団体」という。)は、別表に掲げる活動を行う公益活動団体であって、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

- (1) 市内に所在し、主として市内で活動を行っていること。
- (2) 市その他の行政機関が団体の事務局に参加していないこと。
- (3) 団体の構成員が 5 人以上であること。

## (補助対象事業)

第 4 条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表に掲げる活動に関する事業であって、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

- (1) 補助対象団体が自らその事業を行うこと。
- (2) 市内全域を対象に行われる事業で特定の地域のみを対象としないこと。
- (3) 会員相互の共益又は親睦のみの活動でないこと。
- (4) 補助対象事業について、国、道又は市が交付する同種の補助金を受けていないこと、又は当該補助金の交付対象でないこと。
- (5) 政治活動、宗教活動又は営利を目的としていないこと。

2 前項の規定による補助対象事業は、1 の団体が 1 の年度内において 1 の事業とする。

## (補助対象経費)

第 5 条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費以外の経費とする。

- (1) 人件費
- (2) 交際費
- (3) 食料費
- (4) 事務所賃借料
- (5) その他市長が適当でないと認める経費

## (補助金の額等)

第 6 条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 初動支援コース 補助対象経費の 2 分の 1 以内の額(その額が 10 万円を超えるときは、10 万円)とする。
- (2) 自主事業支援コース 補助対象経費の 2 分の 1 以内の額(その額が 50 万円を超えるときは、50 万円)とする。

2 第 1 項の補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## (補助金の交付等)

第 7 条 補助金の交付、決定等に関しては、北広島市補助金等交付規則(昭和 61 年広島町規則第 10 号)の規定するところによる。

## (委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民部長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 情報化社会の発展を図る活動
- 13 科学技術の振興を図る活動
- 14 経済活動の活性化を図る活動
- 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 16 消費者の保護を図る活動
- 17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する助言その他の援助活動